



## 平成26年4月から「事業所の名称と事業内容」が変わりました

I) 事業所の名称・・・鳥取産業保健推進連絡事務所 → 鳥取産業保健総合支援センター となりました。

II) 事業内容・・・従前の産業保健推進センター(連絡事務所)事業とメンタルヘルス対策支援事業に「地域産業保健事業」を加えた事業を実施いたします。

- ① 産業保健推進センター事業とは・・・窓口相談・実地相談、情報の提供、研修、調査研究、広報・啓発
- ② メンタルヘルス対策支援事業とは・・・相談対応、個別訪問によるメンタルヘルス対策導入
- ③ 地域産業保健事業とは・・・労働者数50人の小規模事業場を対象とした
  - \*健康診断結果に基づく医師の意見聴取
  - \*治療と職業生活の両立に関する相談・指導
  - \*脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する健康相談・保健指導
  - \*メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
  - \*長時間労働者への医師による面接指導



※詳しくは当センターのホームページをご参照下さい。

